

# 令和3年度 食の海外展開チャレンジ支援補助金 募集要領

## 1 補助対象者

---

次に掲げる事項の全てを満たすことが必要です。

- ①海外販路開拓・拡大に向けて、以下のいずれかに取り組んでいる又は今後取り組むことを予定している食関連事業者
  - ・北海道産食品の輸出
  - ・飲食店の海外出店
- ②札幌市内、小樽市内、函館市内のいずれかに本社・支店・実店舗等を有する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる企業）等であること。ただし、北海道内に本社を有する企業に限る。
- ③同一年度内に本補助金の交付を受けていないこと。
- ④札幌市税、小樽市税、函館市税を滞納していないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っていないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用していないこと。
- ⑦当実行委員会が行うアンケート調査に回答いただけること。
- ⑧その他、当実行委員会委員長が不相当と認める者でないこと。

## 2 補助上限額

30万円

※複数の取組を実施する場合は、合わせて30万円が上限。

※消費税は補助対象外。

## 3 補助率

2/3

## 4 補助事業の実施期間

令和4年2月28日までに完了する事業が補助対象となります。

※予算が無くなり次第、受付を終了します。

## 5 補助対象事業・対象経費

### (1) 海外向けオンライン商取引（EC）の新規活用

事業内容	補助対象経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初めて海外消費者向け EC モールに出店、出品する</li> <li>・初めて海外消費者向け EC サイトを構築する</li> <li>・初めて海外バイヤー向け オンラインマッチングサイト等へ出店、登録する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期費用（登録料等）</li> <li>・月額使用料等（上限：2か月分）</li> <li>・販売促進費</li> <li>・データ分析、提供等のオプションサービス等利用料（上限：2か月分）</li> <li>・デザイン料等</li> <li>・サイト構築に係る経費（ソフト購入・利用料、サービスプロバイダ利用料、サービスコンサル利用料等。※上限：2か月分）</li> <li>・サーバー（レンタル含む。上限：2か月分）、ネットワーク関連費用</li> <li>・システム制作会社への外注費</li> <li>・翻訳費</li> </ul>

※対象外となる経費例

\* 日本語版の制作に係る経費

\* 既存の自社サイトのリニューアルに係る経費 等

★JETRO(日本貿易振興機構)が実施している事業もご活用ください。

●海外における EC 販売プロジェクト（JAPAN MALL 事業）

[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_mall/](https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/)

●ジェトロ招待バイヤー専用オンラインカタログサイト（JAPAN STREET 事業）

[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_street.html](https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html)

### (2) 外国語の資料・動画・自社ホームページ等の新規制作

事業内容	補助対象経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語の動画、資料、自社ホームページ等の新規制作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語版の制作にあたって新たに必要となる撮影費、編集費、デザイン費等</li> <li>・翻訳費</li> </ul>

※対象外となる経費例

\* 日本語版の制作に係る経費

\*資料の印刷に係る費用

\*店舗内のメニュー表等の制作や翻訳 等

### (3) 食のイベント等（商談会、展示会、販売会等）への出展

事業内容	補助対象経費	
・国内外の商談会、展示会等への出展 ・海外の販売会等への参加	旅費	「1名分」の以下の経費 ・航空運賃（最短経路かつエコノミークラス以下に限る） ・宿泊費（イベント出展・参加に必要と認められる期間に限る）
	会場関係費	・小間代、出展料 ・光熱水費、小間工事費、備品什器代、会場装飾費等 ・通訳費（外注する場合に限る）
	輸送費	・使用する商品や備品等の会場までの輸送費

※対象外となる経費例

\*特定のバイヤーや消費者を対象とした商談・打合せ・イベント等に係る経費

\*国内一般消費者向けイベント等に係る経費（北海道物産展・催事等）

\*当実行委員会が別途実施する事業に係る経費 等

## 6 審査基準

補助金交付申請書の内容を審査し、海外販路開拓・拡大に資すると認められる取組に限り、交付を決定します。

## 7 提出書類・補助金交付の流れ

各様式は、下記 URL（札幌市ホームページ）からダウンロードしてください。

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/food/subsidy/challenge.html>

### (1) 事前相談

下記(2)イ及びウを作成の上、申請内容について事前にご相談ください。

### (2) 補助金交付申請書類の提出（令和4年1月31日必着）

ア 「補助金交付申請書」（様式1）

イ 「事業計画書、収支予算書」（様式2）

ウ 「補助対象経費の見積書等」※経費の内訳が分かるもの

エ 「誓約書」（様式3）

オ 「直近の市民税納税証明書」

※未納がないことを確認でき、直近3か月以内に発行されたもの。

↓

(3) 「補助金交付決定通知書」の送付

申請内容を審査し、補助を決定した場合に「補助金交付決定通知書」を送付します。

※補助金交付決定日以降に発注・契約・支出し、補助対象期間内に支払が完了したものに限り補助対象となります。

※事業内容を変更・中止する場合は、「計画変更（中止）承認申請書」（様式5）を提出してください。

↓

(4) 【事業終了後】実績報告書類の提出

事業終了後14日以内（令和4年2月14日以降に事業が終了した場合は、2月28日まで）に提出してください。

ア 「事業完了報告書」（様式7）

イ 「実績報告書、収支決算書」（様式8）、成果物

ウ 補助対象経費の支払を証明する「領収書等」※経費の内訳が分かるもの

↓

(5) 報告内容を審査し、「補助金額確定通知書」をお送りします。

↓

(6) 請求書（様式9）の提出

↓

(7) 指定口座へ補助金をお振込みします。

## 8 提出先・問合せ先

---

札幌市経済観光局 国際経済戦略室 経済戦略推進課 食産業振興担当係

（札幌食と観光国際実行委員会 事務局）

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL：011-211-2481（直通）

E-mail：[food@city.sapporo.jp](mailto:food@city.sapporo.jp)

※4MBを超えるメールを受信することができないため、4MBを超える場合は、分割又はファイル便にてお送りください。